

令和7年宇治田原町議会運営委員会

令和7年2月25日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和7年第1回（3月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧意見書について
- ⑨提出議案について
- ⑩推薦同意に係る所信聴取について
- ⑪監査委員の選任について
- ⑫議事日程（第1号）について
- ⑬陳情書等について
- ⑭行政諸報告について
- ⑮その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	4番	浅田晃弘	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	勝	谷	聡	一	君				
総務	政策	監	奥	谷	明	君				
総務	理事	兼	総務	課	長	村	山	和	弘	君
企	画	財	政	課	長	中	地	智	之	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	西	尾	岳	士	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、令和7年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程によりご協議をお願いしたいと思います。

では、着座で進行のほうをさせていただきたいと思います。

本日の委員会におきまして、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第1回定例会におきます議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当委員会の藤本委員長をはじめ議会運営委員会の皆様にもいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この間、防災講演会、2月16日におきましてもご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。京英次郎先生、非常に身近に防災、そして自助・共助の大切さについて、訴えかけるような自分事にするような講演で、非常に聞きやすかったなというふうに思っております。

また、昨日におきましても、鷲峰山トンネルの開通式にご参加をいただきまして、ありがとうございます。本当に堀前和東町長様、そして西谷信夫前町長様、お二人の本当に粘り強い要望活動等が奏功いたしまして、和東町にとっても40年をかけた構想が実現をしたというふうなことで、そこに立ち会えて非常に喜びを感じておりますし、そういった方たちに対する感謝と敬意の念を強く抱いているところでございます。

早速、3時から通り初めがあったんですけれども、和東町のほうからは200台ぐらいの車が待っていて、宇治田原町のほうからも100台ぐらいが待っていたというようなことを聞いております。お互いの町が期待をしてこの日が来たんだなというふうに思っておりますし、本当にもう既に昨日のご挨拶でも申し上げたんですが、和東町のスタンプ

ラリーが宇治田原町の新聞折り込みの中に広告が入っていたということで、和束町にとっても本当に宇治田原町とのこの交流がスタートして、もう早速動き出しているということを実感しておりますし、我々にとっても、そこを官民どちらも連携をして、お互いに相乗効果を生み出せるようなことを考えていこうと、いくべきだというふうに強く思ったところでございます。

令和7年第1回定例会におきましては、令和7年度一般会計当初予算案をはじめとする予算関係10件、条例関係が14件、一般議案2件、人事関係2件、報告1件、合わせて28議案1報告でございます。それぞれの議案内容につきましては、後ほど奥谷政策監よりご説明をさせていただきますが、どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、令和7年第1回（3月）定例会について、議題といたします。

①署名議員について、事務局から説明をお願いします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆様、改めましておはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、議席番号2番、光島善正議員、10番、藤本英樹議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ただいまありましたように、2番、光島善正議員、10番、藤本英樹議員といたします。

②会期について。

日程は各委員の席に配付しておりますとおりですけれども、会期につきましては、3月4日から3月27日までの24日間といたします。

③諸報告について。

議員派遣の件について（報告）2件。

1月21日、町村議会新任議員研修会、2月13日、市町村トップセミナー。

お手元に配付のとおりでございます。

陳情書8件、要望書1件について。

陳情書は、まず1つ目、福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書。

2番目に、保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出を求

める陳情書。

3番目、訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書。

4番目、現行の保険証存続を国に求める陳情書。

5番目、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書。

6番目、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書。

7番目、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書。

8番目、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書。

次に、要望書ですけれども、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書。

お手元に配付のとおりでございます。

陳情書等につきましては、後ほど、取扱いについて協議いただきたいと思います。

4番目、一般質問について。

事務局から説明をお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 一般質問についてですが、2月19日、20日に通告を受け付けさせていただき、その結果、11名の提出があり、20日の午前9時から抽せんも実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。この11名の質問者の方々を6日と7日でどのようにすればよいかを決定いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 今回の一般質問につきましては、11名ということでございます。

6日と7日の振り分けをどのようにすればよいか、ご意見等ございますでしょうか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 従前に従いまして、7人までが1日目ですか。そういうことで行っているかどうかと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいま、山内委員のほうから、初日は7人目まで、2日目は8人目からというご意見がいただきましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、初日7名、2日目4名で行いたいと思います。

5番目、再開日につきまして、6日木曜日午前10時、一般質問1日目、7日金曜日午前10時、一般質問2日目、13日木曜日午前10時、補正予算関係等表決、あと追加提案がありますので、そちらのほうの採決もその日に行う予定で……

(「提案だけです」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 提案説明だけで、失礼しました。

27日木曜日午前10時、閉会予定。

6番目、常任委員会の日程につきまして。

11日火曜日午前10時、総務建設常任委員会、12日水曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

7番目に、予算特別委員会の日程について。

10日月曜日午前10時、こちらのほうは補正予算になります。

17日月曜日午前10時、総務、健康福祉、18日火曜日午前10時、建設事業、教育委員会関係、21日金曜日午前10時、現地審査、24日月曜日午前10時、総括。

この日程でよろしいかどうか、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、意見書につきまして。

意見書第1号について。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書(案)。

お手元に配付しております、意見書(案)につきまして、提出者であります山内委員より、趣旨説明等をお願いしたいと思います。山内委員。

○委員(山内実貴子) それでは、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書(案)については、別紙のとおり宇治田原町議会会議規則第14条第1項の規定により提出したいと考えておりますので、簡潔に提案説明を申し上げたいと思います。

1979年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女子差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、この条約を批准しました。

1999年には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年12月末に発効しています。2024年現在では、条約批准189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本はまだこれを批准していません。

選択議定書の個人通報制度、これは、条約で保障された人権を侵害された被害者が国

内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度でございます。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、司法制度や立法政策との関連での問題の有無、また同制度を受け入れる場合の実施体制等について検討が必要となります。

つきましては、国においてその課題の整理を進めるとともに、各方面からの意見等も踏まえ、慎重かつ丁寧に締結への環境整備に向け、検討を早期に進めることを強く要望するため、この意見書を提出したいと考えております。

なお、本意見書については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、これは男女共同参画宛てに提出したいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） この意見書につきましては、4日の開会日に趣旨説明をいただき、散会後の全員協議会後に議員協議会を開催し、全議員に説明を行った後、27日の閉会日に質疑、討論、採決という運びで進めたいと思います。この予定で、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、この予定で進めます。

それでは、お戻りください。

続きまして、9番目、提出議案について。

発委第1号について。

宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて。

以前、本条例を制定するに当たり、議会運営委員会から議案を提出したことから、このたびの条例の一部改正についても、同様に議会運営委員会から議案の提出を考えているものでございます。私のほうから、趣旨説明をさせていただきます。

発委第1号、宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本町議会では、令和5年4月1日から宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例を施行、運用しております。

本条例は、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護する内容でございます。

それでは、お手元の条例の一部改正概要をご覧ください。

項番1、今回の改正の趣旨といたしましては、国の番号利用法の改正により同法に第2条第8項が新設され、以下、項番に繰り下げが生じたため、本条例における当該条項の引用箇所を改正するとともに、その他文言の整理を行うものでございます。

次に項番2、主な改正内容は、第2条第10項において、「以下」を「第12条第5項の表中において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるとともに、第12条第5項につきましては、「及び第29条」を削り、同項表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものでございます。

また、その他必要な文言整理についても併せて行います。

最後に項番3、施行期日は、令和7年4月1日としております。

なお、参考といたしまして、今般の番号利用法の改正は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するに当たり、番号利用法上の個人確認を端末から通信で行う措置に伴うものです。

本人確認の内容は、マイナンバーカードに記録された氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真で、これら为新設された番号利用法第2条第8項において、「カード代替電磁的記録」と定義するものでございます。以上、趣旨説明とさせていただきます。

それでは、何かこの件について、質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) それでは、議会運営委員会として本議案を提出することといたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認め、議会運営委員会から提出することといたします。

この発委第1号につきましては、4日の開会日に趣旨説明を行い、散会後の全員協議会後に議員協議会を開催し、全議員に説明を行った後、27日の閉会日に質疑、討論、採

決という運びで進めたいと思います。この予定で、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認め、この予定で進めます。

続きまして、当局より、議案説明をお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監(奥谷 明) 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、私のほうから、今定例会に提案させていただきます議案等につきまして、その概要のみご説明をさせていただきたいと存じます。

先ほど町長がご挨拶で申し上げましたように、今定例会に提案させていただく議案といたしましては、議案一覧をご覧いただきたいんですけれども、合計28議案1報告でございます。

内訳といたしまして、予算関係が10件、その内容は、当初予算が6件、補正予算が4件でございます。続きまして、条例関係、合計14件、制定が2件、改正が12件の内訳でございます。

そして、一般議案といたしまして、契約が1件、その他1件ということで、2件の議案でございます。そして、人事関係につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてということで2件、それから報告第1号といたしまして、和解及び損害賠償の額の専決処分報告についてということで1件、合計28議案1報告とさせていただきたいと考えております。

それでは、個々の議案につきまして、概要のみご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、議案第1号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)でございますが、今回の補正につきましては、障害者自立支援給付等事業費をはじめ、ふるさと納税推進事業に要します経費を追加いたしますとともに、各種事業の決算見込みなどが明らかになってきましたことから、それらに伴い補正をさせていただくものでございまして、現計予算額に1億3,686万4,000円を追加させていただきまして、合計56億8,485万円の予算額とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第2号、令和6年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)でございます。

これにつきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い、補正をさせていただくものでございまして、既定額に691万7,000円を減額いたしまして、合計10億3,931万4,000円の予算とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第3号、令和6年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算につきましても、後期高齢者医療広域連合への納付金の増に伴い、補正をさせていただくものでございまして、既定額に117万8,000円を追加させていただきまして、予算合計1億8,107万9,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第4号、令和6年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

これにつきましては、まず、保険事業勘定におきまして保険給付費の決算見込みなどに伴い補正をするものでございまして、補正額が618万3,000円を減額いたしまして、合計8億9,925万円とさせていただくものでございます。

また、介護サービス事業勘定におきましては、事業費の決算見込みに伴い補正を行うものでございまして、59万1,000円を追加させていただきまして、合計452万2,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、当初予算関係になります。

まず、議案第5号、令和7年度宇治田原町一般会計予算でございますが、まず施政方針というのが皆様方の一番上にあったかと思えます。この施政方針でございますけれども、3月定例会の開会時に、町長のほうがまず令和7年度の町政に臨みますに当たり施政方針として述べさせていただきまして、それらを受けまして当初予算を計上させていただいているものでございまして、まず一般会計の予算につきましては、こちらのこのブルーの資料、予算書並びに編成概要があらうかと思えますけれども、総額で申し上げますと、予算額56億8,800万円とさせていただきまして、前年度比5.4%の増となったものでございます。

ほんの概要だけ申し上げたいと思うんですけれども、この水色の一般会計予算編成概要というのがついておろうかと思えます。これに基づきまして、概要だけ申し上げたいと存じます。

編成概要、表紙をめくっていただきますと、令和7年度一般会計予算のあらましというところが1ページにございますが、こちらにございますように、本町の財政状況でございますけれども、扶助費の増加をはじめ、いろいろ近年の大型建設事業の進捗に伴いまして、公債費の高負担が当面の間継続する見込みとなっております、非常に厳しい状況下でございます。こうした状況下ではございますけれども、未来を担う子どもたちを育むための施策の充実と確かな未来を形成するための都市基盤整備を軸に、また足元

の物価高騰に対する支援にも取り組ませていただくなど、今回、未来へ基礎づくり予算と題しまして、第6次まちづくり総合計画の初年度、この総合計画につきまして、後ほど議案としてご説明させていただきますけれども、第6次の総合計画の初年度といたしまして、4つのまちづくりの目標に基づき、必要な施策を着実に推進するための予算を編成したものでございます。今申し上げましたように、予算規模、未来へ基礎づくり予算といたしまして、56億8,800万円の総額となっております。

個々の事業等につきましては、また予算委員会等で主要事項調書などを参考にご審査、ご審議賜ればと存じますけれども、今回の概要のみ申し上げます。

この編成概要のまず6ページをお開けください。

第6次まちづくり総合計画等推進のための重点施策ということで、重点事業56事業23億9,876万円を計上させていただいております。

7ページ以降が未来へ基礎づくり予算ということで、4つの柱ごとに主なものを掲載させていただいております。

概要だけ申し上げますと、例えば7ページの下段、①、まずやすらぎのまちづくり、この柱に対しましては、防災対応力強化事業費といたしまして、町内の避難所に備蓄倉庫を4基、また、パーティション、テント160張りや段ボールベッド160台など資機材を整備させていただき予算を計上いたしております。

また、めくっていただきまして、8ページでございますが、上段、つながりのまちづくり、この柱につきましては、これまでより引き続き山手北線、そして宇治田原山手線、そして工業団地線、これらを引き続き整備を図りまして、道路ネットワークを構築して、新名神効果を町内全域へつなげてまいりたいと考えております。

そして、この2番目のほうでございます。物価高騰対策、水道料金減免ということで、物価高騰の影響を受けておられます住民生活を広く支援したいということで、物価高騰の影響を受けた水道使用者さんの負担軽減を図るため、水道の基本料金を2期4か月分全額減免させていただきましてでございます。令和7年6月から9月までの2期4か月分を基本料金の全額を減免させていただきたいと考えております。

また、その下段、3つ目の柱、にぎわいのまちづくり、これにつきましては、1つ目、引き続きハートのまち移住定住プロモーション事業費ということで、「うじたわらいく」で戦略的にプロモーション事業を展開してまいりたいと思っております。

具体的には、ポータルサイト「うじたわらいく」の運用、またSNSでの発信等を実施してまいりたいと考えておりますとともに、今年度はそれぞれの季節ごとに星空の観

察イベントの開催なども予定しておるところでございます。

また、下段でございますが、大阪関西万博、今年度開催されますが、これを契機として、本町を国内外に広くPRしていきたいということで、会場の関西パビリオン京都ブースに出展をさせていただいたり、また、その時期に西ノ山の展望広場でイベント開催等をしてまいりたいと考えております。

9ページをご覧ください。

4つ目の柱、ハートのまちづくりでございます。

1つ目、未来挑戦隊チャレンジャー育成PROJECTと銘打ちまして、引き続きふるさと納税を活用して、夢に向かって挑戦する子どもたちを応援する特色ある横断的なプロジェクトを展開してまいりたいと考えております。

また、2番目には、高校生通学費補助金でございます。

こちらもございますように、現在、非課税世帯を全額補助させていただいておりますが、課税世帯につきましては2分の1補助とさせていただいておりますが、これにつきましては、3分の2へ補助を拡充させていただく予定としております。

また、この右側につきましては、小中学校給食費支援事業費といたしまして、これも物価高騰による保護者の負担軽減を図るため、1学期の給食費全額町が国の交付金を活用いたしまして、支援をさせていただくというものでございます。

そして、9ページの下段になりますけれども、行政の2つの基本姿勢ということで、住民が主役のまちづくりということで、町行政と住民の皆様方の情報共有と意見聴取、対話、特にオンラインミーティングなどを通じまして、住民の皆様方と意見交換をする場、機会を創出してまいりたいと考えております。

また、下段は、行政改革の推進ということで、第7次行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、各種行革事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、一般会計の予算概要につきましては以上とさせていただきますが、各種資料を添付させていただいておりますので、またご覧をいただきまして、予算審査の中でご意見を賜ればと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、続きまして、当初予算関係でございます。

議案第6号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

予算額のみとさせていただきます。

総予算額10億438万2,000円、前年度比9.2%の減となるものでございます。

続きまして、議案第7号、令和7年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額が1億8,562万7,000円とさせていただきます、前年度比3.2%の増となるものでございます。

続きまして、議案第8号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計予算。

予算総額8億8,084万8,000円となるものでございまして、前年度比1.9%の減となるものでございます。

それから、議案第9号、令和7年度宇治田原町水道事業会計予算でございます。

予算総額といたしまして5億6,194万8,000円、前年度比3.8%の増となるものでございます。

続きまして、議案第10号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計予算。

予算総額9億2,409万4,000円となりまして、前年度比8.4%の増となるものでございます。

ここからが条例関係でございます。

まず、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、添付いたしております概要のほうをご覧くださいましてよろしいでしょうか。

こちらの概要にございますように、法律が改正されたことによりまして、いわゆる懲役とか禁固とかいう表現が法律上されておりましたが、それが廃止されまして、これに代えて、拘禁刑という言葉に一本化されて、拘禁刑が創設されますことから、その懲役や禁固という言葉を引き張ってきております本町でおきますとこの10条例につきまして、この懲役とか禁固とかの規定を全て拘禁刑に改正するものでございます。

続きまして、議案第12号、長い条例名でございますけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、これも概要版のほうをご覧ください。

これについては、先ほど、議会のほうからも議会のほうの個人情報保護条例の改正につきましてご提案があったというところでございますが、それと全く同じ内容でございます、本町が関係するこの法律改正に伴いまして、この法律を引用しております本町の3条例につきまして項ずれが生じますことから、関係条例において所要の改正を行うものでございまして、概要にありますとおり、項がずれまして、内容につきましては変わるものではございませんけれども、項番号が変わりますことから、その関係の改正で

ございます。

続きまして、議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてをご覧ください。

これにつきましても概要をご覧いただきたいんですけども、これも法律の改正に伴いまして、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女共に仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置を講ずるというものでございまして、内容といたしましては、この2番にございますように、超過勤務の職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大ということで、これまでから小さなお子さんをお持ちの保護者であるその職員が請求した場合には、災害時等を除き、超過勤務をさせてはならないという条文があったんですけども、その範囲がこれまでは3歳に満たない子までだったんですけども、それにつきましては、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するというものでございます。

また、2番の下の方でございますが、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備ということで、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度を利用できるよう個別の周知や意向確認をしなければならないですとか、こういう制度の情報提供、また職場環境の整備、そういうものを努めなければならないというような部分の改正もさせていただくものでございます。

続きまして、議案第14号をご覧ください。

これも概要を見ていただいたほうがお分かりいただけると思います。ちょっと今回かなりのボリュームでございますけれども、宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてということで、令和6年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与制度改正に準じまして、給与制度のアップデートといたしまして、本町の職員に係る給与制度の見直しを行うため、関係条例について改正を行わせていただくものでございます。

令和6年度中の改正につきましては、去る12月議会で議案として提案させていただきました。ご可決賜ったところでございますが、この6年の人事院勧告に基づく令和7年度以降の措置につきまして、国に準じて本町職員にも適用すべき内容を改正させていただくものでございます。

主な改正内容といたしましては、この表にございますように、給料表がまず3級以上、いわゆる主任、主査等の以上でございますけれども、3級以上の初号付近の号給をカットし、各級の初号の額を引き上げた新給料表に切り替えると。これも若年層の大幅引上

げに伴う給料表の改正でございます。

また、続きまして扶養手当でございますけれども、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げるということで、現行に際しまして、令和7年度と8年度、段階的に配偶者の扶養を廃止していった、子の分を上げるというものでございます。

また次、地域手当、これは大きな変更内容でございますけれども、これまで、地域手当というのは本町におきましては不支給地、市町村ごとに指定されておったんですけれども、本町は出すことができない地域だったんですけれども、この人事院勧告に基づきまして、支給地域が今後は都道府県単位に見直されますということによりまして、京都府の支給割合が4級地ということで8%とされましたことから、今後、本町につきましてもそれに基づいて地域手当を支給していくということになるんですけれども、国の措置に準じまして、令和7年度は経過措置として、まずは4%を支給させていただくものでございます。

続きまして、通勤手当でございますけれども、通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げると。現行5万5,000円でございますが、それを15万円に引き上げるというものでございます。

これは本町ではなかなかないかと思うんですけれども、国のほうでは新幹線や遠距離通勤者の負担解消を図るということで、15万円に引き上げるというものでございます。

それから、その下、管理職員特別勤務手当、これは平日深夜に係る支給対象時間を拡大するとともに、特定任期付職員も支給対象に追加するというので、現行、平日は深夜零時を回らないと支給対象とならなかったんですけれども、今後は午後10時から、もう勤務した管理職員につきましては支給することができるというように改正するものでございます。

またその下、再任用職員でございますけれども、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にも住居手当を支給する。これまで、住居手当は支給していなかったんですけれども、これらの職員にも住居手当を支給しますよということでありまして、特定任期付職員、期末手当、勤勉手当、これまでは期末手当のみだったんですけれども、今後は勤勉手当も支給できる形に再編されます。

なお、総額といたしましては、支給月数は変わりませんので、期末手当だったものが月数一緒で期末と勤勉手当に分かれるというようなイメージでございます。

これらの改正を行うために、3番、改正条例にございますように、7つの条例につき

まして一括して改正をさせていただくもので、施行期日を本年4月1日とさせていただいております。

続きまして、議案第15号をご覧ください。

宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧いただきたいんですけども、国の政令が一部改正されましたことから、本町におきましてもこの当該条例の一部を改正するものでございまして、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございます。

こちらの①の補償基礎額にございますように、消防団員さん、本町の消防団員さんは水防団員も兼ねていただいておりますけれども、それぞれの役職等におありの方がもし消防作業従事中に何かけがを負われた場合には、この補償基礎額に基づきまして、1日当たりの基礎額に基づきまして、補償額を算定されるというものでございます。

また、②の補償基礎額、これは消防団員さん以外の、例えば一般の民間協力者等が消防作業従事者等と呼んでおりますけれども、そういう方々も例えば消火作業中にけがを負われた場合には、消防団員さんと同じように補償基礎額を算定されると。その額を単価を上げるというものでございます。

また、③の加算額でございますけれども、これも、一定の要件を満たせば上記の額に加算されるんですけども、先ほど、職員の扶養手当、配偶者を減とし、子どもさんを上げていくというような方向性を申し上げたところでございますが、この補償基礎額にもその方向性を踏襲しておりまして、配偶者は一定減じまして、お子さんを上げていくというような改正をされておりますので、それに準じまして、本町条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号、宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございますが、これも概要を見ていただきますと、これも、消防団員さんにおけるシニア層の活躍を推進する観点から法律の施行令が一部改正されまして、本町も関係する条例を改正するものですが、この改正内容、この表にございますように、そして消防団員さんが何年か、5年以上勤務された後に退職される場合には、各階級に応じまして、それぞれ年数に応じて退職金が支給されるわけですけども、シニア層の活躍を推進するということで、これまでは30年以上の欄、6つの欄しかなかったんですけども、一番右の35年以上の欄というのが今回新たに設けられて、本町の条例につきましても同じように改正するというものでござい

す。

続きまして、議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧ください。

この概要は、課税情報のない方、要は、いわゆる未申告者に対する介護保険料賦課の運用上の変更を行うものでございます。

改正内容は、こちらに書いておりますように、未申告の方につきましては、15段階ある介護保険料の算定、計算方法の額15段階のうち、ちょうど第5段階、基準段階と呼んでおりますが、それを適用して、実際に収入や所得がない場合には、それらの方々から申告がゼロですよというような申告をいただいて、実際には下げて賦課更正を行っていたという実態がございます。

ただ、本来、市町村民税が非課税となる方々には申告の必要性がございませんので、今までのような形を取るのではなく、申告などの負担も考えまして、未申告者につきましては、介護保険料の賦課段階を第1段階とするという改正でございます。したがって、この現行未申告者は第5段階7万4,300円を適用して、ゼロという申告をしていただいて第1段階に下げておったものを、これからは同時に申告がない方は第1段階、世帯に町民税の課税者がある場合は第4段階となりますけれども、改正後はそのような対応をさせていただくという改正でございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧ください。

これも国の省令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございまして、これは内容を改正するというよりも、地域包括支援センター運営協議会の定義規定、その法律上の運用箇所が変わったものですから、その改正を行うものでございまして、具体的には、ここの下段にございますように、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)、これを引用してあったんですけれども、法の改正に伴いまして、これを介護保険法施行規則第140条の66第1号イに改正するものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧いただくとありがたいんですけれども、これも国の省令が改正され、公布されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございまして、基本的に、全国的に人材確保が困

難となっている状況を踏まえまして、配置基準を緩和する改正が行われたものでございます。

主な改正内容でございますけれども、町の地域包括支援センターの職員配置基準につきましても緩和する改正を行うものでございます。

ただ、具体的に、こちらにございますように、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のこの3職種を配置することと、それが必須要件だったんですけれども、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、複数圏域において地域の実情に応じて配置することを可能とするというような改正でございますが、ただ、例えばこれは具体的に本町に複数の支援センターがあれば、それぞれ3人ずつを置かなくても、4人とか2人とか、そういう臨機応変な対応ができますという改正なんですけれども、本町の場合はもともと1か所でこれらの3人を置いておりますので、実際の運用上は変わらないと思いますけれども、法令の定め上、こういうようなことができるというような改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧いただきたいんですけれども、老人医療費の支給制度の受給対象者における税制改正等への対応に係る規定を整備するものでございまして、改正内容にございますように、京都府及び府内全市町村が統一的に特別控除を適用しないとした場合の所得税額が課税となる世帯は対象から除く対応とすること等を踏まえ、必要な改正を行うということなんです。これはどういうことかと申しますと、もともとこの老人医療費、65歳から70歳以上の老人の方々に、所得税を課されていない方には、通常は3割負担を1割負担とかでさせていただく制度でございまして、

ところが、この所得税を課せられていない方の考え方なんです。皆様ご存じのとおり、令和6年度におきましては定額減税が行われました。これがもしなければ通常課税だったにもかかわらず、この特例のその定額減税があることによって非課税となったような方をどう扱うのかというのが京都府内一斉に協議されまして、そういう方々の扱いをどうするかということになった、今回のその定額減税がそもそも税負担能力の定義を変更するものではなくて、特例的に行われたもの、また、老人医療費のこの制度の趣旨からいたしますと、定額減税前の所得税を計算したほうが理屈が通っているというような意見が多数を占めまして、京都府全体で定額減税前の所得税で判断するというように今年度につきましては扱うということで、その関係の規定を行うものでございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧ください。

これも内閣府令が改正されまして、4月1日から施行されることに伴いまして、本町条例の所要の改正を行うものでございます。

この1番にございますように、特定地域型保育事業者、これは本町には実際にはないんですけれども、この事業者が事業を実施する場合、法令的には、連携協力を行う認定こども園とか幼稚園とか保育士を適切に確保しなければならないというのがももとの条文なんですけれども、なかなかその確保が難しいというときには、支援連携協力者を確保することでその要件を満たすというように要件を緩和して、あと連携施設を確保しなくてもいいですよというような改正でございます。これが1番目。

ただ、本町には実際にはこういう特定地域型保育事業者は現在のところございませんが、例規の整備として国の改正に合わせて改正するもの。

そして、2番目は、デジタル化の推進に伴いまして、これまで書面等で記録をしていたもの等につきまして、データによる方法にも対応が可能という旨の包括的な規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも概要をご覧ください。

先ほどの申し上げた概要とほぼ、先ほどの条例改正とほぼ基準同じような内容でございますが、これも内閣府令が変更されることによって直すものでございます。

これも本町には現在ございませんが、家庭的保育事業者が保育事業を実施する場合、困難な場合は連携協力者を確保することで運営できることができるというように改正されるのがこの1番目。

それで、2番目が、小規模保育事業所、これはA、B、C型があるんですけれども、そのC型を除いたA、B事業所、そういう事業所につきましては、保育士の配置基準をこちらにございますように、3歳児はおおむね20人に1人以上というのが15人とされる、また、満4歳以上児については、おおむね30人につき1人というのが25人というように緩和されるというのがこの2番目。

それで、3番目が先ほど言いましたように、デジタル化に伴いまして、データのなやり取りによる方法も可能ですよというような改正を行うものでございます。

すみません、続きまして、議案第23号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、概要をご覧ください。

これにつきましては、現時点で本町ではこの企業立地促進条例を有しておりますが、時限立法とさせていただいております、令和7年3月31日をもって失効いたしますが、引き続き企業誘致施策の一環として、この条例を3年間延長したいということで、改正を附則の期限の改正を行うものでございます。

具体的には、制度概要は3番にございますように、事業所の設置助成金ということで、事業所さんが創業された、開始された日が属する月までに取得した固定資産税総額に課税された固定資産税額の5分の4相当額以内でを補助をします。

また、雇用創出助成金といたしまして、30万円に正規雇用者の増加数を乗じて得た額を支給させていただくという制度でございます。3年間延長させていただきたいということで、ご提案させていただくものでございます。

続きまして、議案第24号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについてということでございますが、これも概要を見ていただきましたとおり、これも先ほどの事業所さんに対する支援と連携しておるものでございますが、これにつきましても、現在所有しております条例が3月31日をもって失効いたしますことから、引き続き3年間延長させていただく改正を行うものでございます。

制度概要は、町内雇用助成金といたしまして、新規正規雇用者の増加等に乗じて、20万円に新規雇用者の増分を支給させていただく。また、町外から本町に転入して採用された方につきましては、対象、その会社が支払われた実支出額の2分の1、または、20万円のいずれか低いほうを加算させていただくと。もちろん先ほどの制度で30万円をもらった企業さんは対象外となりますけれども、こちらのほうでも雇用に関する支援をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案第25号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の一部変更についてということで、これにつきましては、宇治田原山手北線、緑苑坂から大津市に向かう山手北線でございますけれども、これにつきましては、NEXCOとこれまで協定書を締結いたしまして、同社に工事委託を行っておりましたが、町道禅定寺奥山田線、いわゆる禅定寺から関電さんへ入る道ですけれども、その禅定寺奥山田線から大津市への歩道橋までの工事の一部について、町施工となったことから、工期及び協定金額を変更し、令和7年1月28日付で仮協定を締結したものですから、それにつきまして変更のご可決を賜りたいと考えておるものでございます。

これにつきましては、1月22日の総務建設常任委員会でご説明も一定させていただいたかと存じますが、今年度末で町内法面など高度な施工管理を行う工事の発注が必要なくなりまして、町発注とすることで事務的経費の軽減とか、地元業者の育成に寄与するという観点から、もう一定の委託するのをやめまして、町で残りの分は町で直接事業を行うというもので、総額を10億8,200万円から9億8,321万7,340円に変更するものでございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町第6次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町第3期地域創生総合戦略の策定についてということで、令和5年度、6年度の2か年で策定を進めてまいりました第6次の総合計画、それから、第3期となります総合戦略でございますが、ようやく完成、まとめるところに至りましたことから、本町におきまして定めております宇治田原町まちづくり総合計画推進条例、この第12条で、町長は、この基本構想、基本計画並びにこれに類する計画、いわゆるこの総合戦略でございますけれども、それを「策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする」という条文がございますことから、今回の総合計画並びに総合戦略の策定におきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、また後ほど、また今後、審査の中でご審査賜ればと存じますけれども、もっとずっと宇治田原というような将来像を基に、第6次の総合計画を進めてまいりたいと考えております。

それから、議案第27号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦ということで、人権擁護委員、現在、4名いただいておりますが、そのうちのお一人、潮見博司氏におかれましては、本年6月30日をもって任期が満了いたしますので、引き続き再推薦するため提案させていただくものでございまして、潮見氏におかれましては、現在まで8期24年以上お勤めいただいておりますので、引き続きお願いしたいと考えております。

それから、議案第28号でございますけれども、これも同じく人権擁護委員候補者の推薦ということでございますが、これにつきましては、2枚目でございますように、現人権擁護委員でございます中田寿美代氏が6月30日をもって任期が満了するんですが、どうしても退任したいということでございましたので、その後任者といたしまして、堀口美和子氏を推薦するため提案するものでございます。

この堀口氏におかれましては、皆様ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、過去には本町役場で奉職されまして、現在ではシルバー人材センターでお勤めされてお

られる方でございます、人権擁護の造詣に非常に高い方でございますので、推薦させていただきたいと考えておるものでございます。

そして、最後になりましたが、報告第1号ということで、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてということで、専決処分、2枚目の処分表を見ていただきましたらお分かりのとおり、これは去る1月7日に城南衛管のクリーン21長谷山内、こちらにおきまして、職員が運転する公用車、ごみを積みますバックマスターでございますけれども、それを、通常、車両、重量計のゲートバー、駐車場なんかでよくあるようなゲートバーでございますけれども、それを通過しようとした際に、誠にお恥ずかしい話なんです、その衛管の職員さんと次の日程等について協議している間に、開いているバーが閉まってしまった。閉まってしもうたのに、注意、確認することそのままちょっと前に出てしまいまして、バーをちょっと折ってしまいましたという案件がございまして、そのバーの修理代としますか、補償額といたしまして11万円ですとまとまりましたものから、専決処分させていただきましたので、報告をさせていただくものでございます。

なお、この費用につきましては、保険で賄われるものでございます。

以上、長くなりましたが、今回の3月定例会に提案させていただきます議案のご説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上で提出議案について終わりたいと思います。

10番、推薦同意に係る所信聴取について。

申合せ事項であります推薦同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議・決定することとしておりますが、人権擁護委員につきましては招致を行っていないことから、今回につきましても行わないことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） それでは、今回の人権擁護委員候補者の推薦については、所信聴取を行わないことに決定いたします。

11、監査委員の選任について。

議長から経過等の説明をお願いしたいと思います。原田議長。

○議長（原田周一） それでは、監査委員の選任について、説明ということですが、ご承

知のとおり監査委員は、代表監査委員と、それから議会推選の監査委員2名がございまして、現在まで、浅田晃弘議員が監査委員として勤務というんですか、務めていただいたんですが、今回、辞意の申出がありまして、私のほうで慰留に努めさせていただいたんですが、本人の辞意が固く、一応辞表を受理したということでございます。よって日付につきましては2月7日付で、私のほうで本人からの辞表を受理しております。経過については以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

続きまして、浅田晃弘議員からも一言お願いしたいと思います。

○委員（浅田晃弘） このたび、監査委員を辞任という運びになりました。議員の皆様方には、いろいろお手数をおかけいたしますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

説明等が終わりましたので、委員から質疑があればお受けしたいと思います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、議会選出の監査委員の選任につきましては、これまでの選任のと同様に進めていきたいと考えております。3月4日の散会後の全員協議会で人選を行った後、3月7日に議会運営委員会、3月13日に町から議案の追加提案、散会後の全員協議会で説明等を行った後、27日の閉会日に質疑、討論、採決という運びで進めたいと思います。この予定でご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、この予定で進めていきたいと思います。

12、議事日程（第1号）について。

事務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、お手元に配付させていただいております令和7年第1回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について説明させていただきたいと思っております。

令和7年3月4日火曜日午前9時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、2番、光島善正議員、10番、藤本英樹議員をお願いをさせていただきたく、予定をしております。

日程第2の会期でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認いただきました3月4日から3月27日までの24日間とさせていただきたく思っております。

ます。

日程第3、諸報告でございますが、先ほどご説明いただきましたように、12月17日に議決しました議員派遣についての報告でございます。また、陳情書8件、要望書1件がございますので、後ほどご協議いただければと思っております。その後、町長のほうから開会のご挨拶、施政方針演説が入る予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第4から日程第32までが町提出議案になるわけでございますが、まず、日程第4、報告第1号につきましては、町長より報告をしていただく予定をしております。報告案件となりますので、報告のみという形で対応したいと思います。

続きまして、日程第5及び日程第6、議案第27号及び第28号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、町長から提案説明いただき、先ほどお諮りいただきましたように招致をしないこととなりましたので、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただき、協議いただきたいと思いますと考えております。質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。

日程第7から日程第22までの令和6年度補正予算4議案、令和7年度当初予算6議案、また、予算に関連いたします条例4議案、工事委託の協定の一部変更、総合計画、総合戦略の策定の合計16議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。お手元に付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第1号から第4号までの補正予算、第5号から第10号までの当初予算、補正予算に関連いたします議案第25号、当初予算に関連いたします議案第14号、第17号、第23号から第24号、第26号の合計16議案を予算特別委員会へ付託を予定させていただいております。

次に、日程第23から日程第32までの条例改正10議案につきまして、一括提案を予定させていただいております。再度、付託議案一覧をご覧いただきたいと思います。

議案第11号から第13号、議案第15号から第16号までの計5議案は総務建設常任委員会へ、議案第18号から第22号までの5議案は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託を予定させていただいております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

次に、日程第33、発委第1号、宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、提出者であります藤本議会運営委員長より趣旨説明いただきたいと思いますと思っております。開会日の議事日程及び全員協議会が終了した後、議員協議会において協議いただきたいと思いますと考えております。質疑、討論、採決につき

ましては、最終日に予定しております。

最後に、日程第34、意見書第1号、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書（案）につきましては、提案者であります山内実貴子議員より趣旨説明をいただきます。発委第1号の条例改正同様、開会日の議員協議会においてご協議いただきたいと考えております。質疑、討論、採決につきましては、最終日に予定をしております。

議事日程第1号につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議事日程第1号について終わりたいと思います。

13、陳情書等について。

お手元に配付しておりますが、陳情書8件、要望書1件の受け付けをしております。

陳情書、①福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書。

障がいや介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っております。過酷な労働実態であるにもかかわらず、報酬改定に伴い、事業所の収入がますます減り、そのことでやむなく職員の非正規化が進んでおります。しかも、正職員でも全産業平均より低い賃金水準と言われる中、非正規職員の処遇は最低賃金ぎりぎり、募集をしても人が確保できない状況です。この状況を改善するため、福祉職員の処遇改善施策の実施を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 議場配付で対応と思っております。

○委員長（藤本英樹） ほかよろしいですか。

それでは、4日に議場配付とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

2番目、保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書。

政府は、「こども未来戦略」の一環として、2024年4月に76年ぶりに保育士配置基準

を改善いたしました。しかしながら、経過措置が設けられ、加配加算にとどまり、完全実施は先送りされました。世界的に目を向ければ、日本の配置基準はまだまだ低水準のままです。しかも経過措置が設けられてしまう実状です。保育士確保が難しいというのが経過措置を設けた理由とされていますが、保育士確保が難しいのは賃金をはじめとした処遇が劣悪なためであり、保育士配置基準の引上げと保育士の処遇改善を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいか検討いただきたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 議場配付でいいのかと思っておりますが。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

それでは、議場配付というお声をいただきましたので、4日に議場配付とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

3番目、訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書。

訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことで、このままでは介護人材の確保が困難になり、在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。このことから、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬の引上げの再改定を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 議場配付で対応と考えます。

○委員長（藤本英樹） ただいま、議場配付という意見がございましたが、ほかにないようでしたら、4日に議場配付にすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

4番目、現行の保険証存続を国に求める陳情書。

政府は、2024年12月2日から新規の保険証発行を停止するとしております。代わりとなるマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証は、誤登録や情報漏洩などのトラブルが続出し、多くの患者・住民が不安を抱え、利用率は低迷しております。このことから、保険証とマイナンバーカードの一体化は直ちにやめ、現行の保険証存続を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいかご検討いただきたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） これも議場配付でいいかなあと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいま、議場配付というご意見をいただきましたので、4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

5番目、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書。

議会の審議において、どの議員がどの議案に賛成、反対、棄権したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することを求める陳情書でございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 議場ということですが、うちの議会では、おおむね賛成、反対等はできるだけ表明していると考えておりますので、議場配付だと思います。

○委員長（藤本英樹） ただいま、議場配付というご意見がございましたので、4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

6番目、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書。

市民とともに「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組を求める陳情書でございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） これにつきましても、議場配付でええかと思います。その間、調査研究していただければええかなと思います。

○委員長（藤本英樹） 4日に議場配付とすることのご意見がございました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

7番目、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書。

日本ではジェンダーギャップ指数146か国中118位という位置にあり、G7諸国の中で

は最低ランクとされております。日本の男女平等を国際基準にするため、女性差別撤廃条約選択議定書に速やかに批准することを求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 先ほど、意見書を提出という案を出ささせていただきましたが、この件に関して、そういうふう意見書の提出ということで対応していこうということにしております。

この陳情書に関しては、議場配付でよいと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいま、山内委員の答弁にございましたように、4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、4日に議場配付といたします。

8番目、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書。

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘され、購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当はないかどうかを、職員に寄り添って調査、確認することを求める陳情でございます。

どのように対応すればよいか検討願いたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 議場配付でいいと思います。

○委員長（藤本英樹） ただいま、議場配付というご意見がございました。4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

続きまして、要望書。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書。

庁舎内における物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則によりあらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘についても同様に許可が必要であることを確認した上で、許可を得ない勧誘行為が見過されている実態があれば、規則遵守やハラスメントの問題への厳格な対応を求めること、また、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘され、購読することで、心理的な圧力を感じるという実態がないかどうかの職員アンケートを実施するなどして求める要望書でございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 議場配付でいいと思います。

○委員長（藤本英樹） ただいま、議場配付というお声をいただきました。4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

続きまして、行政諸報告について。

全員協議会での報告内容についてお願いします。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） それでは、私のほうから、全員協議会での報告内容につきましてお願いを申し上げたいと存じます。

まず、3月4日、開会日でございますけれども、この日に関しましては、現時点では町側からの報告案件は予定いたしておりません。

そして、3月27日、最終日でございます。この日につきましては、2件のご説明をさせていただきたいと思えます。

1件につきましては、建設工事等請負契約の状況ということで、1,000万円以上の契約工事、請負契約の状況をご報告させていただく予定がまず1点。

そして、4月1日付で予定をいたしております令和7年度の人事異動に係る基本方針についてということで、こちらにつきましてもご説明申し上げたいと思えます。

以上、この3月27日につきましては、2件のご報告を説明させていただく予定といたしております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の3月4日の全員協議会は行政側からの報告案件はなしとのことですので、人権擁護委員及び監査委員の人事案件のみの全員協議会とし、閉会日の3月27日の全員協議会では、①建設工事等請負契約の状況について、②令和7年度人事異動に係る基本方針についてを報告願うこととしたいと思います。

また、議会側から、3月4日開会日の全員協議会で、城南衛生管理組合議会、後期高齢者医療広域連合議会、地方税機構議会の報告を予定しております。

続きまして、その他。

議員協議会につきまして。

3月4日火曜日散会后、全員協議会終了後に議員協議会を予定しております。協議事項は、先ほどの発委第1号の条例の一部改正と意見書第1号の意見書案について等でご

ざいます。

今後の予定でございますが、3月7日金曜日散会后及び3月26日水曜日午前10時から議会運営委員会を開催する予定としておりますので、よろしくお願いたします。

その他、3月定例会について、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、以上、3月定例会についてはこれで終了したいと思います。

日程第2、その他。

何かございましたら、ご発言願いたいと思います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、これをもちまして、第1回定例会の議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。本日はどうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時25分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤 本 英 樹